

第1章 計画の基本的考え方

1 計画策定の背景及び趣旨

《消費者をめぐる社会情勢の変化》

近年の経済社会のグローバル化や高度情報化社会の進展等に伴う、モノ中心の消費から通信などサービスへのシフト、高齢化社会の進展など、私たち消費者を取り巻く環境も大きく変化してきました。

また、一方では環境問題や食の安全などへの消費者の関心が高まってきています。

このような中で、消費活動をより良いものとしていくため、消費者行政の一層の充実とともに、一人ひとりが消費社会の一員としての自覚を持ち、主体的な行動がとれる自立した消費者(*)が求められています。

《最近の国の動向》

国においては、平成21年に消費者行政の司令塔として消費者庁が設置され、消費者安全法など関係法令が整備されるとともに、平成24年度には消費者教育の推進に関する法律が施行され、地方における消費者教育を推進するための計画策定が求められています。

また、財政面においては、平成21年度から平成23年度までの期間を「地方消費者行政強化のための集中育成・強化期間」と定め、地方消費者行政活性化交付金による支援が行われ、期間終了後においても地域社会の消費者問題解決力の向上を目指した支援強化が図られています。

《長野県の動き》 長野県総合5か年計画 ～しあわせ信州創造プラン～

日本の中で、本県は大都市圏に近い反面、美しく豊かな自然環境に恵まれています。また、伝統・文化を受け継ぐ地域であるとともに、全国トップレベルの健康長寿県でもあります。

こうした本県のポテンシャルを踏まえ、県では「長野県総合5か年計画～しあわせ信州創造プラン～」を昨年策定しました。この計画では、県と県民の英知を結集し、「県民参加と協働」のもと、信州の強みに立脚した「貢献」と「自立」の経済構造への転換、安心・満足・誇りを得られる信州ならではのライフスタイルの充実、

※ 自立した消費者：自ら進んで消費生活に関して必要な知識・情報を収集し自主的かつ合理的に行動するとともに、消費者をとりまく諸環境の改善のために積極的に発言・行動する消費者のこと



地域の課題を自ら解決できる「人」と「知」の基盤づくりという3つの方針を基に今後の政策を進めていくこととしています。

《計画策定の趣旨》

こうした社会情勢の変化や国、県の状況を踏まえ、本県の消費者行政の根本である長野県消費生活条例（以下「消費生活条例」という。）を基本に、消費者の権利の確立と利益の擁護を図りつつ、県民の消費生活における自立を支援し、公正で持続可能な消費社会の構築を目指し、県民及び関係機関の参加、協働による総合的な施策を推進するため、この計画を策定するものです。

2 計画の性格

この計画は、消費生活条例第3条に基づく消費者施策の策定及び「消費者教育の推進に関する法律」第10条に規定される長野県消費者教育推進計画として策定します。

また、「長野県総合5か年計画～しあわせ信州創造プラン～」(県民生活の安全確保)を推進するための個別計画としても策定するものです。

3 計画の期間

平成26年度から平成29年度までの4年間(長野県総合5か年計画の終期まで)を計画の期間とします。

また、計画期間内であっても、新たな消費者問題の発生、国の動向の変化など社会情勢に大きな変化が生じた場合には、この計画内容を適宜見直します。

4 計画の進捗管理、評価、公表

この計画の実施状況について、透明性を確保し、次年度以降、効果的な事業の実施につなげるため、計画の進捗状況は、ホームページにおいて公表するほか、毎年、長野県消費生活審議会に事業の実施状況等を報告し、評価を受けます。

また、長野県の政策評価関連の要綱等により、事業の方向性についての必要性、効率性及び有効性の観点から自己点検し、その結果については新たな事業の企画立案等に活用するとともに、長野県議会への報告や各種広報媒体により公表します。